

平成28年度業務実績説明資料

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

独立行政法人福祉医療機構

■福祉医療機構の事業体系図（平成28年度実績）

主な政府方針

ニッポン一億総活躍プラン

日本再興戦略

まち・ひと・しごと創生基本方針2016

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています



救急・小児・急性期等の
地域医療提供体制の整備

防火・耐震化等
の整備

地域医療介護の総合確保
待機児童解消加速化
プランへ対応

質の高い職員の確保

NPO等民間団体の
ノウハウ・資金不足

高齢者・障害者の
生活の安定

福祉医療の施設整備を支援(長期・固定・低利)

福祉貸付事業【AO】

- 地域医療介護総合確保基金等に
基づく整備 286件1,596億円
- 保育所等の整備 486件417億円
- 東日本大震災・熊本地震 30件24億円

・政策融資の果たす
べき役割を踏まえ、地
域における福祉基盤
の整備に貢献

医療貸付事業【AO】

- 地域医療介護総合確保基金等に
基づく整備 5件117億円
- 耐震化整備事業 19件510億円
- 東日本大震災・熊本地震 10件17億円

・政策融資の果たす
べき役割を踏まえ、地
域における医療基盤
の整備に貢献

債権管理【BO】

- 福祉医療貸付事業のリスク管理
債権比率2.30%
- ※前年度に引き続き低い水準を維持
- 期中管理の充実・強化
(イエローゾーン先へのフォロー)

・リスク管理債権等に
対する更なる態勢強
化等を図り、債権悪
化を未然に防止

業務・システムの効率化と 情報化の推進【B】

- C I Oを中心に業務・シス
テム最適化計画を実施
- ・システム最適化を推進し安定
した業務の質を確保
- ・情報化推進体制を強化

経費の節減【B】

- OH24決算比
 - ・一般管理費▲21.5%
 - ・業務経費▲35.7%
- ラスパイレス指数
99.5ポイント
- ・中期計画達成に向けて推移

安定的な経営を支援

福祉医療経営指導事業【AO】

- セミナー3,362人受講
- 個別経営診断337件実施
- リサーチレポート15回発信

・各種経営診断メニュー
により施設経営を支援
・民間金融機関等への経
営指導ノウハウの普及

退職手当共済事業【BO】

- 7万6千人に1,040億円を支給
- 退職給付の平均処理期間 42.9日
- 新規加入法人電子届出システム
利用率74.7%

・電子届出システム改善
を図るなど、利用者
サービスを向上
・制度改正に伴う円滑な
事業実施に向けた対応

WAM NET事業【B】

- 社福の財務諸表等電子開示
システムの試行運用を実施
- ヒット件数 10,144万件
- 利用者満足度指数97.0%

・電子開示システムの開発
・利用者ニーズに対応した
コンテンツの提供等、
利用者の利便性向上

適切な業務運営のための組織・予算

財務内容の改善に関する事 項【B】

- 不要財産の国庫納付を着実
に実施
- ・「事務・事業の見直しの基本
方針」を着実に実施

効率的かつ効果的な業務運 営体制の整備【B】

- 信用リスク管理部門の拡充
- 熊本地震へは各事業が連携
し、被災施設の復興を支援
- ・トップマネジメント機能が
有効に発揮

NPO等の活動支援、障害者・高齢者の生活支援

社会福祉振興助成事業【B】

- H29採択の前倒し実施
- 新たな連携の強化 96.0%
- 利用者満足度 95.6%

・国の施策との一層の連携を
図るため「ニッポン一億
総活躍プラン」の項目に合
せた助成テーマに刷新

心身障害者扶養保険事業【B】

- 財務状況を検証し加入者等に公表
- 運用利回り1.35%

・地方公共団体における的
確かつ効率的な事務処理
を支援

年金担保貸付事業等【B】

- 閣議決定を踏まえた事業規模縮減
- 今後の事業のあり方についての
検討(アンケート調査の実施)

・必要な資金を無理のない
返済となるよう融資
・利用者の生活の安定支援

承継年金住宅融資等債権管理回収業務等【B】

- 存続が困難な転貸法人の合併
- 適時的確に債権回収を実施
- 返済条件の変更 167件

・債権譲渡や繰上償還を促
す取組みにより、年金給
付財源の確保に寄与

業務管理(リスク管理)の 充実【B】

- 政府統一基準等を踏まえた
情報セキュリティポリシー
の見直し
- ・更なるガバナンス態勢の
高度化を推進

人事に関する事項【B】

- 専門家を招いた研修等に
よる人材の育成及び専門
性の向上
- 期初の常勤職員数100%
以内を達成
- ・人事評価制度の適正な運用

■福祉医療機構の業務実績 評価項目一覧

評 価 項 目		自己評価	ページ
評価項目 1-1	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	A O	4
評価項目 1-2	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	A O	8
評価項目 1-3	福祉医療貸付事業（債権管理）	B O	12
評価項目 1-4	福祉医療経営指導事業	A O	16
評価項目 1-5	社会福祉振興助成事業	B	20
評価項目 1-6	退職手当共済事業	B O	22
評価項目 1-7	心身障害者扶養保険事業	B	24
評価項目 1-8	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	B	26
評価項目 1-9	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	B	28
評価項目 1-10	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び 承継教育資金貸付けあっせん業務	B	30
評価項目 2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進	B	32
評価項目 2-2	経費の節減	B	34
評価項目 3-1	財務内容の改善に関する事項	B	36
評価項目 4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	38
評価項目 4-2	業務管理（リスク管理）の充実	B	40
評価項目 4-3	人事に関する事項	B	42

（注）重要度を「高」に設定している項目については、自己評価欄に「O」を付している。

I 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1-1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

評価書 P4～10

重要度 高

自己評価 A

目標の内容

国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進

- 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
- 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。（中期計画：併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大）※前中期目標期間の最終年度実績を勘案し設定
- 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間について、中期計画を達成する。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）※前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の資金需要等を勘案し設定

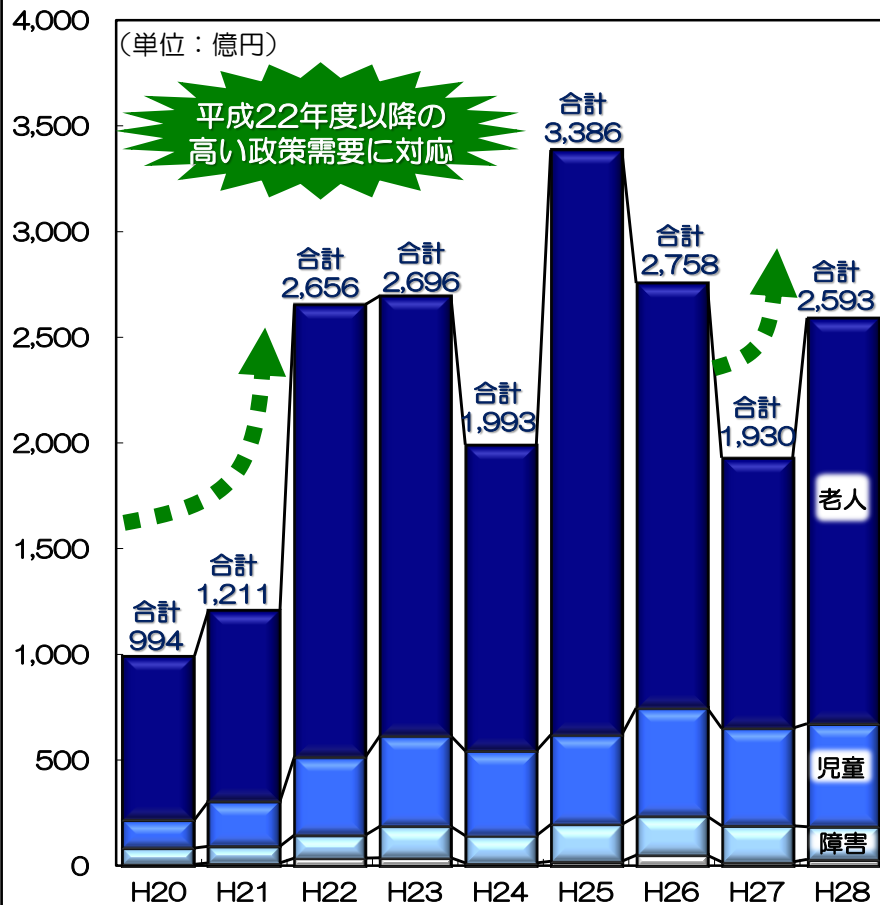
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等に基づく整備及び待機児童解消加速化プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げ、さらには東日本大震災・平成28年熊本地震の災害復旧・復興事業に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げを実施するなど、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創生に貢献することができた。
- 融資相談（平成28年度相談実績1,582件）を積極的に実施し、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行うとともに、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編のうえ、平成28年度から福祉医療貸付部に「NPOリソースセンター」を創設し、福祉系NPOに対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで対応できる体制を整備するなど、利用者サービスの向上を図ることができた。これらの取組みにより、貸付先を対象としたアンケート調査において、97.5%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。
- 審査処理期間（29.2日）及び資金交付処理期間（7.8営業日）については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが多様化する中、いずれも目標値を上回ることができた。また、協調融資機関数については349機関まで拡大し、中期目標期間の目標値を達成し、円滑に民間資金を活用できる体制整備を推進した。（達成度平均140%）
- 以上のとおり、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

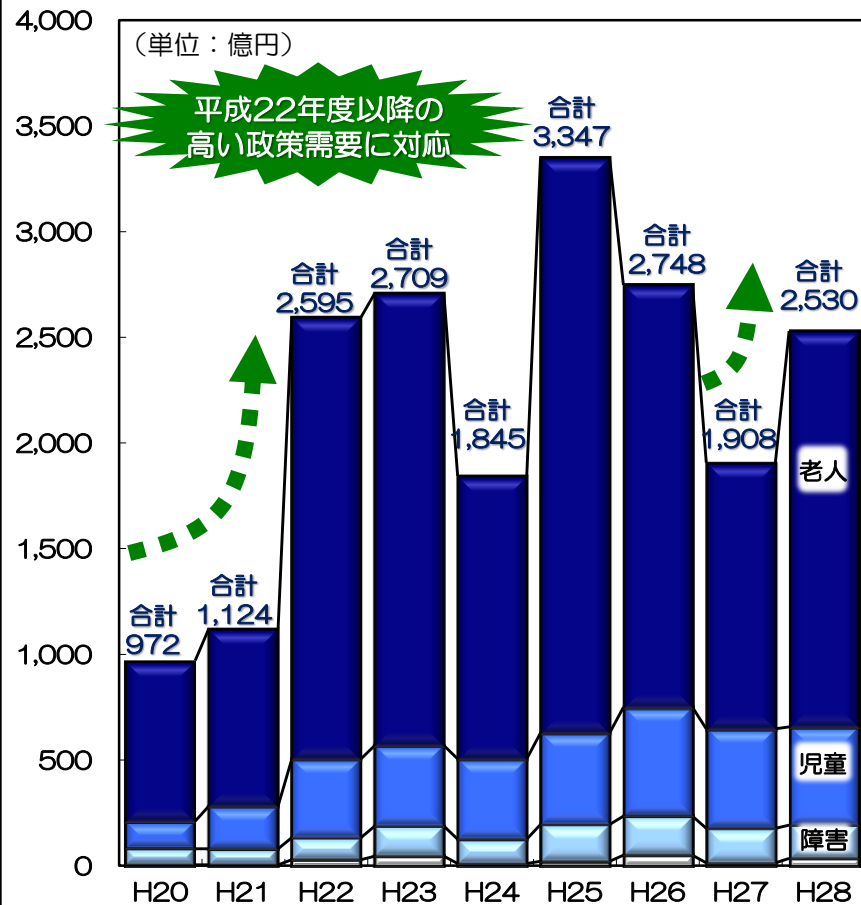


福祉貸付事業の実績

借入申込受理の推移



貸付審査状況の推移



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域における福祉基盤の整備等に貢献するとともに、介護職員等の新たな雇用創生に貢献



福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化

486件
41,654百万円

◆保育所等の整備◆

「待機児童解消加速化プラン」
の実現に向けて、
保育所・幼保連携型認定こども園、
放課後児童クラブ、小規模保育事業等
の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）

◆ 地域における医療及び介護の 総合的な確保の推進◆

「地域包括ケアシステムの構築」と
「地域医療構想（ビジョン）」の実現を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ（定期借地権を設定する場合
の一時金に限る）（当初10年▲0.5%）

286件
159,558百万円

30件
2,390百万円

◆東日本大震災・

平成28年熊本地震への対応◆

復旧・復興のための資金等の融資
を迅速かつきめ細かに対応

- 災害復旧資金の優遇融資
貸付利率の一定期間無利子化
二重債務者への償還期間の延伸 等
- 被災地での融資相談会の実施

◆耐震化整備◆

社会福祉施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
（当初5年▲0.5%）

6件
1,041百万円

◆消防用設備の整備等◆

社会福祉施設のｽﾌﾟﾘﾝｸｰの整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
（当初5年▲0.5%）

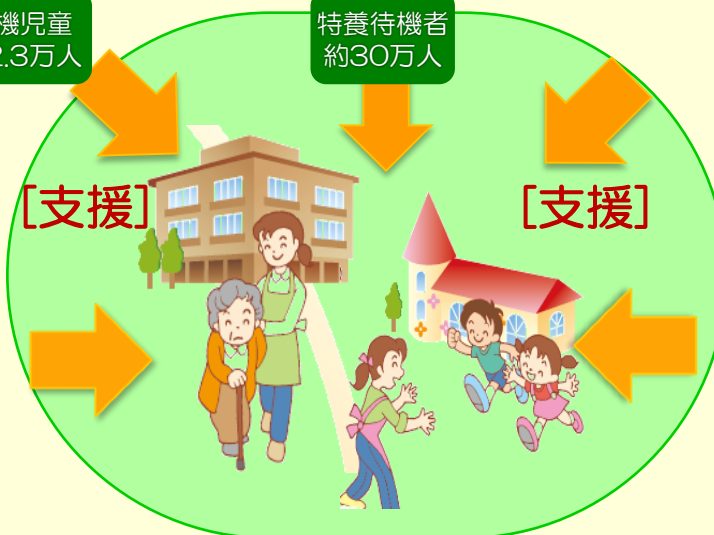
5件
113百万円

待機児童
約2.3万人

特養待機者
約30万人

[支援]

[支援]



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進、保育所等の整備、耐震化整備等について優遇融資を実施し、地域における社会福祉施設の基盤整備を支援

利用者サービスの向上

事業計画の早期段階からの融資相談

セミナー等において個別融資相談会を実施するとともに（22回）、事業計画の早期段階（補助協議前など）から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言

融資相談から審査のワンストップの対応体制

福祉医療貸付部と助成事業部を統合・再編のうえ、NPOリソースセンターを創設し、福祉系NPOに対する「貸付」「助成」「専門的助言や情報提供」による支援をワンストップで対応できる体制を整備

「融資のポイント」の周知

借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」をHPで公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知

民間金融機関へのノウハウ等の提供・協調融資の普及

民間金融機関への情報提供

- 機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供

全国地方銀行協会との意見交換

- 福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について、全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との四者で意見交換（4回）を実施

協調融資金融機関数の拡大

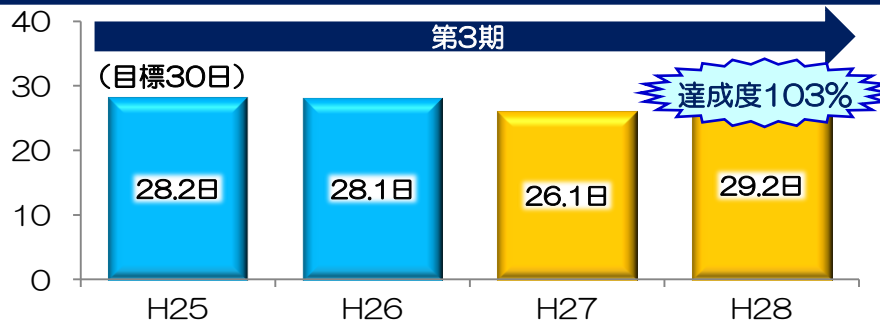
- 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、制度利用者が円滑に民間資金を活用できるよう平成27年度末339機関のところ、平成28年度末においては349機関まで拡大し、中期計画を達成

達成度125%

達成度平均140%

審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

審査処理期間の推移（H25～H28）



資金交付処理期間の推移（H25～H28）



1-2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

評価書 P11～17

重要度 高

自己評価 A

目標の内容

国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進

- 国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
- 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。
- 融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。
- 審査業務及び資金交付業務の平均処理期間については、中期計画を達成する。（中期計画：審査業務30日以内、資金交付業務15営業日以内）（前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の資金需要等を勘案し設定）

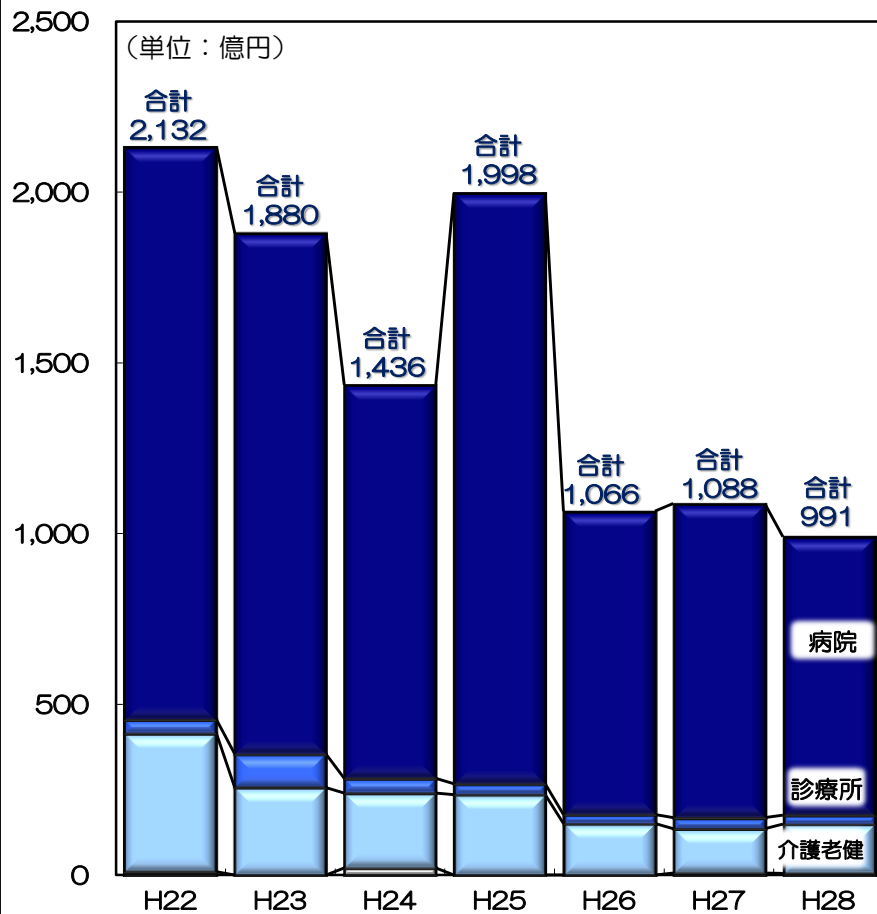
目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等に基づく整備、医療施設の耐震化整備及び医療機能分化の観点から特定病院や中小規模病院に対する整備に対する融資率引上げ等の優遇措置、さらには東日本大震災・平成28年熊本地震の災害復旧・復興事業に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げを実施するなど、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な基盤整備を支援した。また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、都道府県が策定する「地域医療構想」に基づき病床転換等の取組みを行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる融資制度（償還期間10年以内、据置期間4年以内）を創設した。
- 個別融資相談や訪問相談を積極的に実施し、法人経営の安定及び医療サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、融資メニューの見直し（指定訪問看護事業における建築資金及び機械購入資金を統合）を行うなど、利用者サービスの向上を図ることができた。これらの取組みにより、貸付先を対象としたアンケート調査において、97.1%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。
- 介護老人保健施設の新設を予定している地方公共団体においては、事業者の円滑な資金調達及び事業計画の策定を支援する観点から、公募説明会での制度案内を行ったほか、病院の耐震化整備をより一層促進するため、厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐震化の状況調査票に、耐震化整備融資制度の案内を添付するなど、制度周知を積極的に実施した。
- 審査処理期間（19.3日）及び資金交付処理期間（8.6営業日）については、迅速な対応に努めた結果、利用者の資金ニーズが多様化する中、いずれも目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均165%）
- 以上のとおり、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

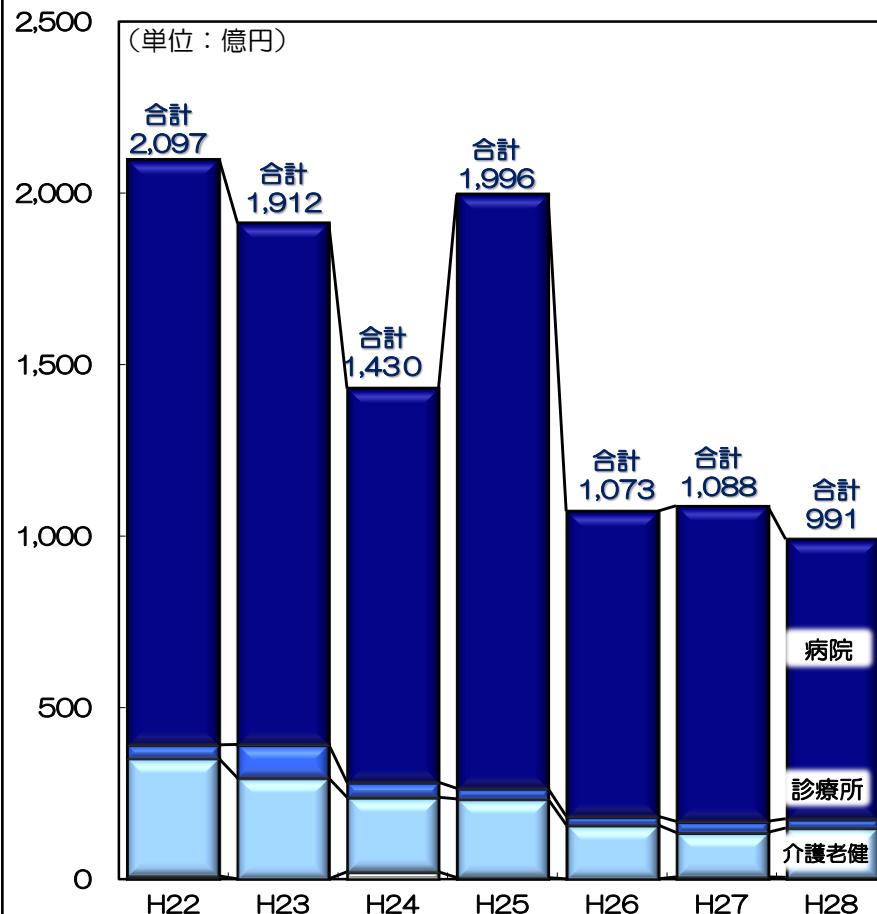


医療貸付事業の実績

借入申込受理の推移



貸付審査状況の推移



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備等の融資について、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域における医療基盤の整備等に貢献

医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化

19件
50,950百万円

◆耐震化整備◆

国土強靱化アクションプラン2015
の達成に向けて
医療施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律95%）
- 最優遇金利を適用（当初5年▲0.5%）
- 貸付限度額の引上げ 等

◆ 地域における医療及び介護の 総合的な確保の推進◆

「地域医療構想（ビジョン）」の実現と
「地域包括ケアシステムの構築」を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ（病院、診療所、老健）
※老健は定期借地権を設定する場合の一時金に限る

10件
1,726百万円

◆東日本大震災・

平成28年熊本地震への対応◆

復旧・復興のための資金等の融資
を迅速かつきめ細かに対応

- 災害復旧資金の優遇融資
貸付利率の一定期間無利子化
二重債務者への償還期間の延伸 等
- 被災地での融資相談会の実施

5件
11,721百万円

病院の約3割
が未耐震

[支援]



[支援]

◆中小規模病院(200床未満) に対する融資◆ 施設整備の推進

- 融資率の引上げ（一律90%）

23件
41,855百万円

◆特定病院(規模の大きな病院 や専門的な医療を行う病院) に対する融資◆ 医療の機能分化の推進

- 貸付限度額の引上げ

25件
70,492百万円

◆地域医療構想支援資金の創設◆

都道府県が策定する「地域医療構想」
に基づき病床転換等を行う医療機関を支援

- 長期運転資金の償還期間・据置期間の延長
（償還期間最長10年、据置期間最長4年）

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、医療機能の分化の推進や、病院の耐震化整備等について
優遇措置を講じた融資を実施し、地域における医療施設の基盤整備を支援

利用者サービスの向上

融資相談の充実・ 融資制度のPR等

- 融資相談会を全国11ブロック計25回開催（86件）、また、セミナー等で個別融資相談会（21件）及び個別訪問相談を実施（26回）
- 関係団体に赴き、融資制度のPRを実施（70回）
- 厚生労働省が全ての病院に対して実施した耐震化状況調査において、耐震化整備融資制度案内を添付

融資相談から審査の ワンストップの対応体制

福祉貸付部と医療貸付部を統合し、福祉施設と医療施設の合築の計画等について、融資相談から審査をワンストップで対応できる体制により、迅速かつ一元的に対応

「融資のポイント」の周知

借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」をHPで公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知

民間金融機関へのノウハウ等の提供

民間金融機関への情報提供

- 機構が開催する受託金融機関業務研修会議（2回）において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向、経営動向等に関する情報を提供

全国地方銀行協会との意見交換

- 福祉医療貸付事業や民業補完のあり方について、全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との四者で意見交換（4回）を実施

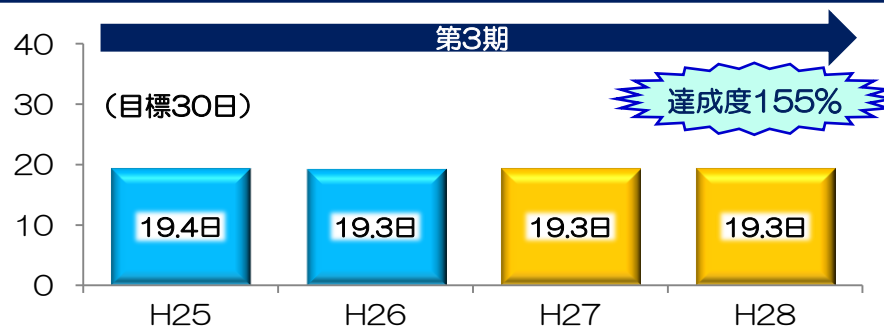
協調融資制度の対象範囲拡充

- 平成27年度から、これまで社会福祉事業施設に限定していた民間金融機関との協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで拡充し、民間金融機関からの資金調達をより円滑に行うことができるよう、更なる民業補完の推進

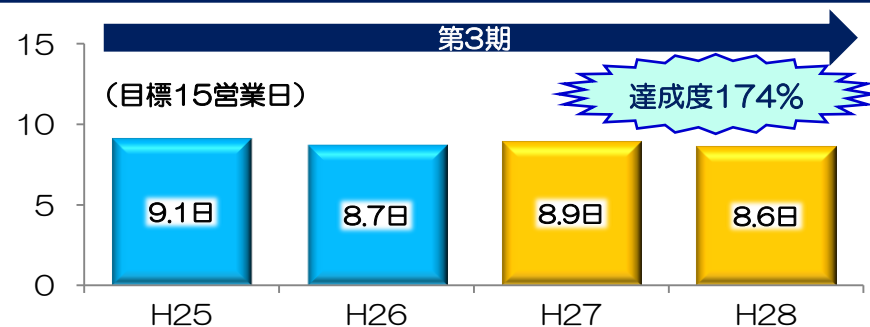
審査・資金交付業務の事務処理期間短縮

達成度平均165%

審査処理期間の推移（H25～H28）



資金交付処理期間の推移（H25～H28）



1-3 福祉医療貸付事業（債権管理）

評価書 P18~25

重要度 高

自己評価 B

目標の内容

政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進

- 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施する。
- 債権区分別に適切な管理を行う。
- リスク管理債権の発生要因別分析等を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。
- 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組む。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
- き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 貸付債権の適正な管理を図るため、貸付先からの事業報告書等の継続的な収集・分析により経営状況の的確な把握に努めるとともに、改善計画の策定が困難な貸付先に対しては「再建計画作成支援ツール」を活用し経営改善に向けた各種支援策等の取組みを実施したこと、また、貸付先の平成27年度決算に基づき、イエローゾーン先の抽出を行ったうえで実地調査等を実施し収支改善に向けた方策の提示を行ったこと、さらには短期延滞先に対してフォローアップ調査を実施し各種支援を行うなど、債権悪化の未然防止に向けた取組みを実践した。
- これらの取組みにより、平成28年度末におけるリスク管理債権比率については2.30%（対前中期目標期間最終年度実績（2.86%）比80.4%）となり、熊本地震に係る返済猶予の影響もあって平成27年度よりも若干上昇したが、引き続き、低い水準を維持することができた。
- 東日本大震災で被災した貸付先については運営状況等についてヒアリングを実施し、必要に応じて貸付条件の変更措置を講じるなど積極的な支援策を実施するとともに、熊本地震において被災した貸付先については最長3.5年間の返済猶予措置を講じるなど、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援するために取り組んだ。
- 昨今の社会福祉施設・医療施設を取り巻く経営環境については、診療報酬等の改定を受け依然として厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設・医療施設の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援した。



平成28年度における期中管理の取組み

イエローゾーン先の分析・実地調査等の実施

貸付先の平成27年度決算に基づき、イエローゾーン先の抽出を行ったうえで、新たに3か年の経年分析を実施

イエローゾーン先等に対し面談・実地調査等を実施し（77回56貸付先）、改善計画が策定困難な貸付先に対しては「再建計画作成支援ツール」を活用した経営改善支援（経営動向、財務状況の把握、収支改善に向けた方策提示）を実施

信用リスク分科会等により役員及び貸付関係部へフィードバック

抽出基準の高度化

債務者区分が正常先・要注意先（その他）である貸付先に対する期中管理の充実を図るため、イエローゾーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みを開始

期中管理による 債権悪化の未然防止

短期延滞先へのフォロー

延滞を繰り返している先（短期延滞先）に対してフォローアップ調査等を実施し、各種支援を行うとともに、短期延滞先の傾向等について分析

個社別管理

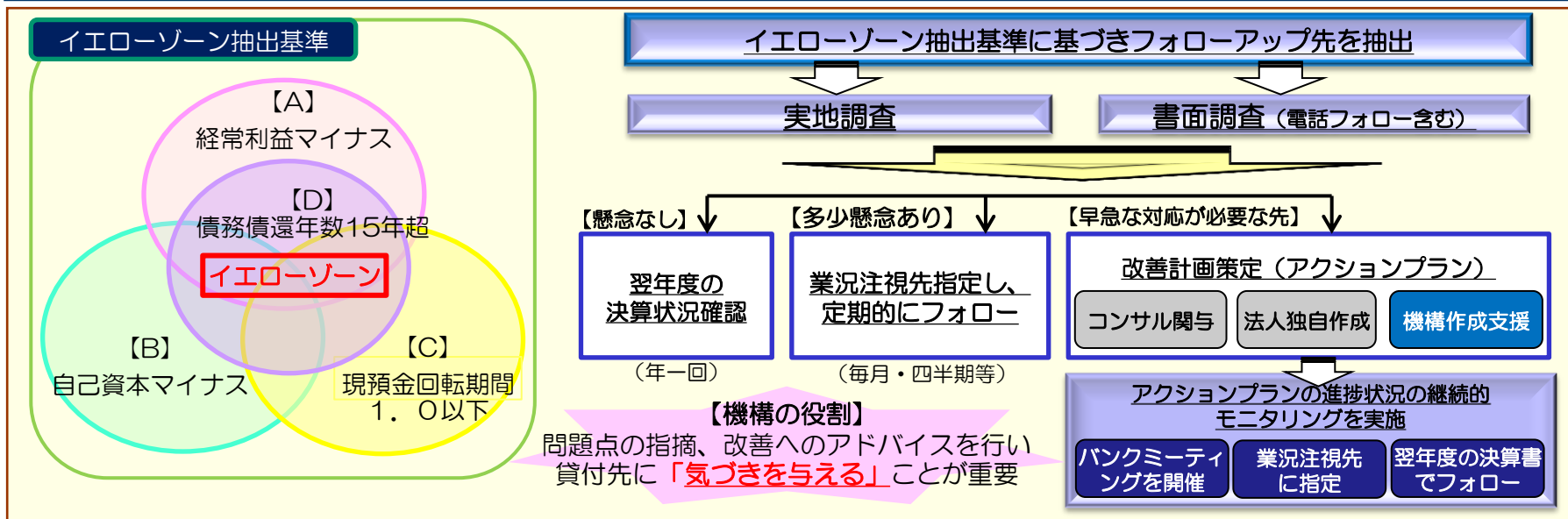
大口貸付先の管理を改め、機構の経営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のある貸付先について、一体的かつ効率的な管理を推進するため、個社別に管理する貸付先の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先の個社管理を開始

業況注視先の管理

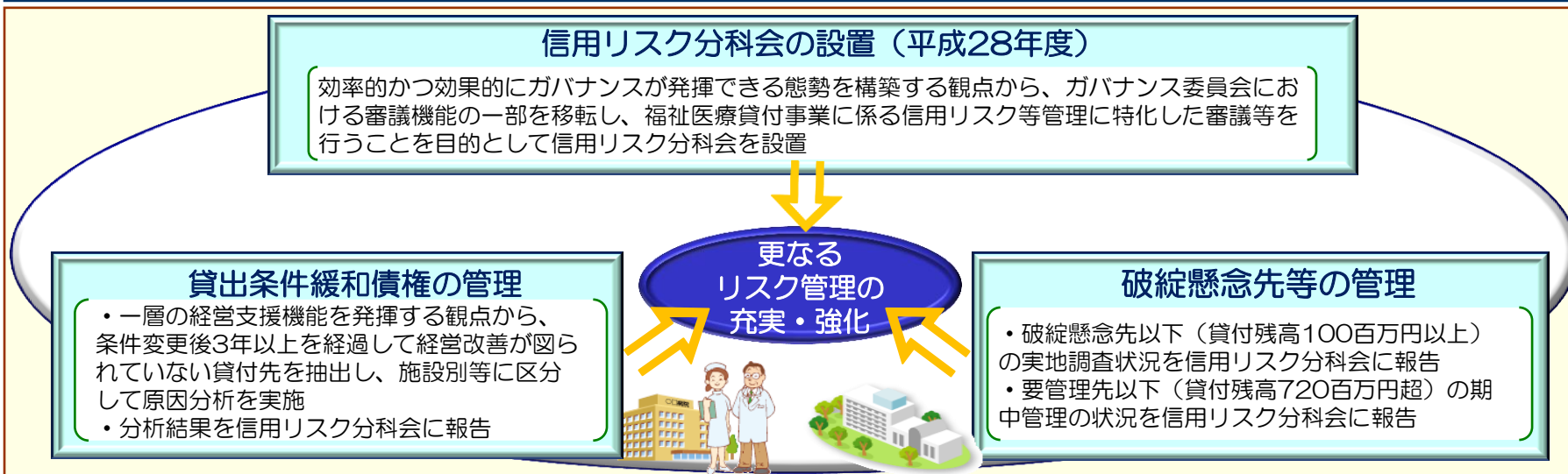
- ・信用リスク分科会に全対象先の状況報告を行い、定期的に報告を実施する体制を整備
- ・管理運用の標準化を図るため、新たに業務手順マニュアルを策定

正常先・要注意先に対する期中管理の充実を図るため、イエローゾーン先の抽出基準の見直し及び高度化の取組みや個社別管理の取組みを開始するとともに、業況注視先管理、短期延滞先に対するフォローアップ調査を実施するなど、債権悪化の未然防止に向け、債権の期中管理を強化

イエローゾーン貸付先（今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先）

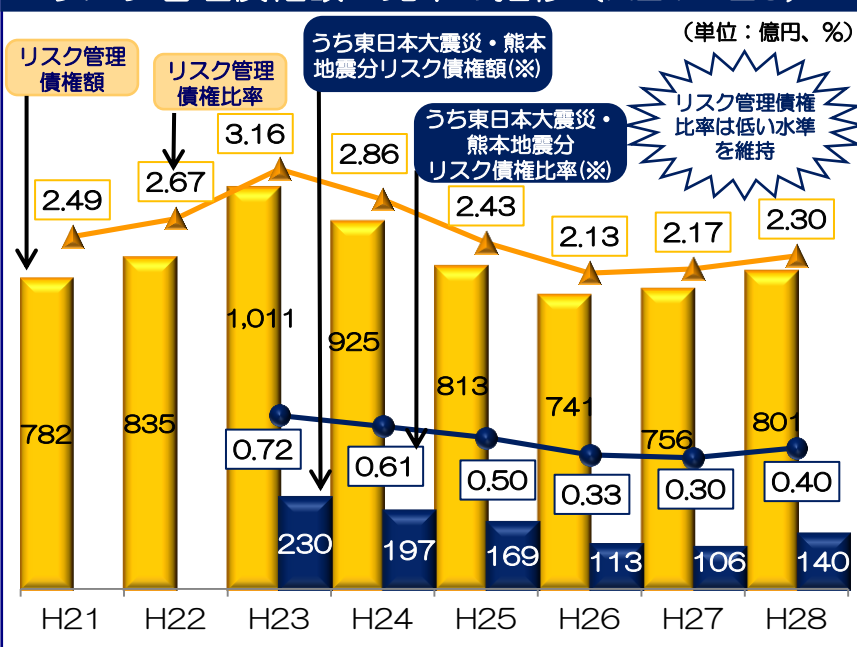


経営安定化に向けた支援



リスク管理債権比率の推移、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応

リスク管理債権額・比率の推移（H21～28）



※H23から東日本大震災分、H28から平成28年熊本地震分を含めて計上している。

区 分	H28年3月末	H29年3月末	差 引
リスク管理債権比率	2.17%	2.30%	0.13%
破綻先債権	0.06%	0.04%	▲0.02%
6か月以上延滞債権	0.92%	1.04%	0.12%
3か月以上延滞債権	0.03%	0.00%	▲0.03%
貸出条件緩和債権	1.15%	1.21%	0.06%
リスク管理債権	756億円	801億円	45億円
総貸付残高	3兆4,938億円	3兆4,886億円	▲52億円

平成28年熊本地震直後から実施した貸付先に対する特別措置の内容

熊本地震直後
(28年4月)

◆当面6か月の元利金の返済猶予◆

(最長3年6か月)

19貸付先 (残高73億円)

返済猶予貸付先フォローアップ調査の実施

◆元利金の返済を再開◆

13貸付先
(残高約34億円)

◆返済猶予継続◆

6貸付先
(残高約39億円)

実地調査等を行い、現状把握を行った結果、13貸付先については6か月にて返済再開の見通しがついたため、変更契約等の締結を行い順次返済を再開

東日本大震災で被災した貸付先については貸付条件の変更措置を講じ、返済を再開（13貸付先）させるとともに、平成28年熊本地震において被災した貸付先については返済猶予期間の延長等必要な措置を講じ（13貸付先）、被災した社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援

1-4 福祉医療経営指導事業

評価書 P26~33

重要度 高

自己評価 A

目標の内容

民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援

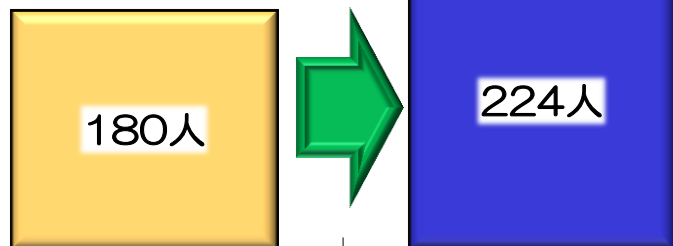
- セミナーの受講者数について、中期計画を達成する。（中期計画：平均180人以上）
 - 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成する。（中期計画：平均80%以上）
 - セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。
 - 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。
 - 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。
 - 個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成する。（中期計画：1,400件以上、年度計画：280件以上）
 - 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。
 - 個別経営診断の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成する。（中期計画：平均80%以上）
 - 申込書受理から報告書提示までの平均処理期間が中期計画を達成する。（中期計画：50日以内）
- ※定量目標については、前中期目標期間の平均実績等を勘案し設定

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 1セミナーあたり受講者数（224.1人）、セミナー有用度（98.1%）、個別経営診断件数（337件）、個別経営診断有用度（96.4%）及び個別経営診断処理日数（25.6日）については、全てにおいて目標値を大幅に上回ることができた。（達成度平均137%）
- 民間金融機関の経営指導等の研修会等へ講師を派遣するとともに、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を行うなど、民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及に取り組んだ。
- 社会福祉法人、医療法人等の経営者を支援するため、リサーチレポートを計18回作成するとともに、プレスリリースを実施し、マスコミに記事として81回引用されるなど、関係者から一定の評価を得ることができた。
- 東京都より「施設・居宅系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設の利用状況等についての調査・財務分析等を行い、東京都のデータと機構独自データをもとに報告書を取りまとめ、地方公共団体への支援を積極的に行った。
- 個別経営診断については、個別支援プログラムとして、「中期計画策定支援」、「人事制度改正支援」、「障害者事業における財務データに基づく経営診断」、「精神科病院の収益回復」などのコンサルティング（9回）を実施し、より積極的な経営改善支援を実施した。
- 以上のとおり、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができたことから、A評価とした。

集団経営指導（セミナー）の開催実績

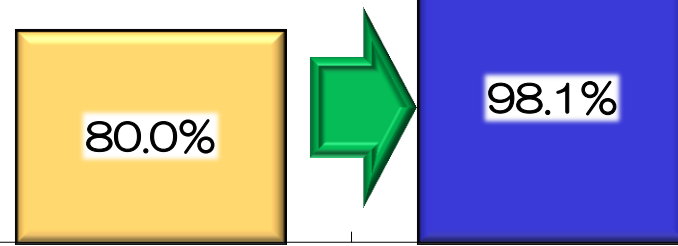
1 セミナーあたり受講者数



中期計画

H28

有用度指標

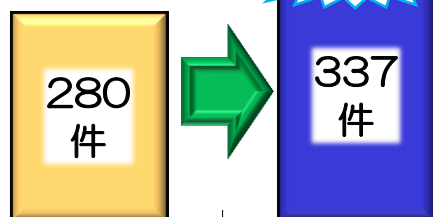


中期計画

H28

個別経営指導の実績

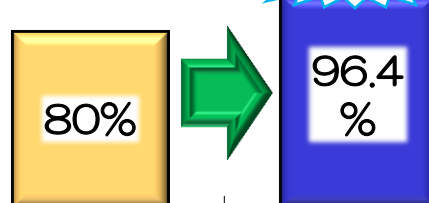
個別経営診断件数



年度計画

H28

個別経営診断有用度



中期計画

H28

個別経営診断の平均処理期間短縮



中期計画

H28



セミナーにおける情報提供等の内容の充実等

セミナーにおける情報提供等の充実

政策動向に関するセミナーを開催

社会福祉法人
制度改革

社会福祉法人
会計セミナー

地域医療構想

貸付事業と密接に関連している 機構の独自性を発揮したセミナーを開催

施設整備
計画策定
に対する
アドバイス

病院の経営
戦略・機能
強化等に
資する講義

経営管理に
関する
優良実践
事例の紹介

民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及

民間金融機関への
経営指導等の研修会等
の開催

〔 4回
延べ受講者226名
延べ138機関 〕

リサーチレポートの
プレスリリース
(18回)

外部講演への
講師派遣等の実施
(56回)

経営指導ノウハウに係る
・データ提供依頼等対応
(3機関)
・ニーズ調査の実施
(2機関)

- 社会福祉法人制度改革、地域包括ケアシステム、地域医療構想（ビジョン）など地域における施設経営に焦点を当てた講義を行うなど、時宜を得た政策動向に関する情報提供等により、講義内容を充実
- 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取組みとして、民間金融機関への経営指導等の研修会・外部講演への講師派遣、民間金融機関における経営指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方銀行協会への情報提供を実施



社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、特別養護老人ホームや病院などの経営状況に係るリサーチレポートを作成（18回）し、プレスリリースするとともに、レポート内容についてマスコミに81回記事として引用
個別支援プログラムとして、中期計画策定、人事制度改正、障害者事業における財務データに基づく経営診断、精神科病院の収益回復などのコンサルティング（9回）を実施し、より積極的な経営支援を実施

1-5 社会福祉振興助成事業

評価書 P34～42

自己評価 B

目標の内容

NPO等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援

- 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記、公表する。
 - 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。
 - 選定方針の策定に当たっては事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
 - 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合について、特別な場合を除き、中期計画の数値を達成する。（中期計画：80%以上）
 - 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成する。（中期計画：30日以内）
 - 助成先団体のうち、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業の割合について、中期計画を達成する。（中期計画：85%以上）
 - 助成事業が対象とした利用者の満足度について、中期計画を達成する。（中期計画：80%以上）
 - 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成する。（中期計画：80%以上）
- ※定量目標については、前中期目標期間の平均実績等を勘案し設定

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- NPO等への助成割合（85.2%）、助成金決定までの平均処理期間（22.1日）、助成事業による新たな連携強化の割合（96.0%）、助成事業の利用者満足度（95.6%）及び助成事業報告会の参加者満足度（92.6%）については、全ての項目において、目標値を上回ることができた（達成度平均118%）。
- 平成29年度分助成事業の募集にあたっては、利用者の一層の利便性向上のため、国と協議のうえ、募集時期を3ヶ月前倒した結果、助成先団体が平成29年度当初から資金繰りの懸念なく事業実施できることとなった。
また、国の施策とより一層連携を図るため、「ニッポン一億総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テーマに改めるなど、助成事業全体の見直しを行うとともに、通常の募集要領に加え、過去の優良事例に基づき全国的に普及させたい事業を新たに「モデル事業」として、別途募集した。
- 平成29年度分助成事業の選定にあたっては、事業の継続性や将来の発展性など選定基準をより明確化するとともに、固定化を回避するため、助成対象期間を原則3年に限定することとした。
- 平成28年度分助成事業の助成先団体に対し、円滑な事業実施を支援するため、進捗状況の確認調査を実施し、特に必要な場合は別途訪問のうえ、課題等を解決するための相談、助言を行うとともに、助成金の不正受給等を防止するため、新たに「助成金支出管理システム」を試行的に導入するなど、助成先団体のガバナンス強化に取り組んだ。

社会福祉振興助成事業の実績

平成28年度募集要領

自治体・民間団体の助成などとのすみ分けをさらに明確にするため、複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業に特化

審査体制の強化

連続応募団体については審査時の減点を実施（過去5年間に2回以上助成を受けた団体）

《平成28年度助成分採択状況》

区 分	要 望		採 択	
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)
地域連携活動支援事業	338	1,364	104	446
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	119	910	24	178
合 計	457	2,274	128	623

不正受給等に対する取組み

- ・全助成先団体に対し進捗状況の確認調査を実施
- ・必要に応じて個別訪問を実施（7事業）

「助成金支出管理システム」を新たに導入し、助成先における支出管理を徹底

平成29年度募集要領

募集時期の早期化

募集時期を3ヶ月前倒しし、年度当初から資金繰りの懸念なく事業実施することが可能に

助成テーマの見直し

国の「ニッポン一億総活躍プラン」を後押しするため、助成テーマを大幅に改編

モデル事業の構築

過去の優良事例を参考にして、全国的に普及させるモデル事業という新たな仕組みを構築

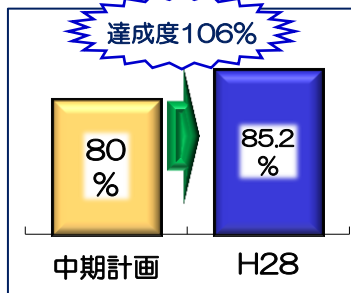
固定化回避の強化

助成対象期間を原則3年に限定

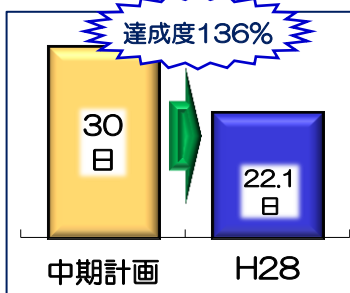
事後評価結果の反映

平成27年度分評価結果を反映

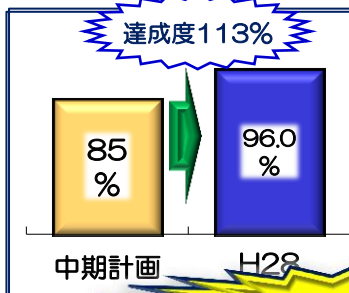
特定非営利活動法人等への助成



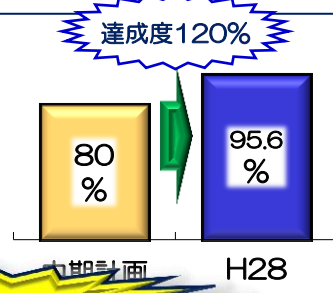
助成決定までの平均処理期間



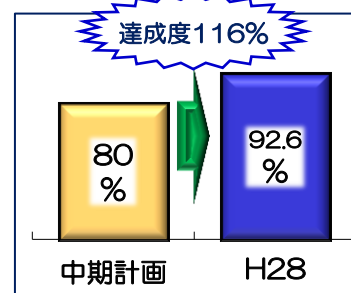
助成事業による新たな連携の強化



助成事業の利用者満足度



助成事業報告会等の参加者満足度



達成度平均118%

1-6 退職手当共済事業

評価書 P43~46

重要度 高

自己評価 B

目標の内容

社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、社会福祉事業の振興に寄与

- 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成する。なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。（中期計画：50日以内）
※前中期目標期間の平均実績を基に今中期目標期間の退職者数等を勘案し設定
- 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- 電子届出システムの更なる改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、年度計画において定めた数値目標（70%）以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得る。
- 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合について中期計画を達成する。（中期計画：50%以上）※前中期目標期間の最終年度実績を勘案し設定
- 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行う。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

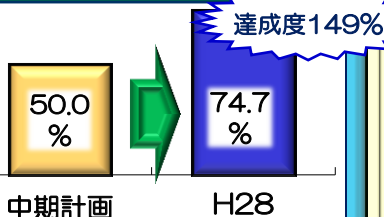
- 退職手当金給付額1,040億円は前年度を上回る実績となったが、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、届出書類の記載ミスが多い項目とその要因を分析し、WAMNET基盤を活用したメール配信により共済契約者への周知などに取り組んだ結果、平均処理期間は42.9日となり、中期計画に定められた目標値（50日以内）を上回る実績をあげることができた。（達成度116.6%）
- 新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合については74.7%となり、着実に利用率の向上を図るとともに、掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率が0.29%となり、紙媒体提出者のエラー発生率1.20%と比較しても大幅に抑制することができ、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することができた。（達成度149.4%）
- 平成28年4月1日に改正共済法が施行されたため、全契約者への制度改正パンフレットの郵送、WAMNET基盤を活用したメール配信など、多様な手段を用いて周知を行い、制度改正に対して円滑に対応するとともに、平成28年熊本地震により被災した共済契約者に対しては相談窓口を設置し、希望する共済契約者に掛金納付期限を延長するなどの措置を講じた。

利用者サービス向上の取組み

法改正・利用者アンケートに基づくシステム改善

退職手当共済法の改正内容や利用者アンケートを踏まえた電子届出システムの改善

新規加入法人の電子届出システム利用申請



ナビダイヤルの導入

ナビダイヤル（利用者の問合せ内容に応じ、それぞれの担当の電話番号に接続するサービス）を導入

FAQの充実

制度改正内容の周知及び請求等手続きの円滑化のため、FAQの充実及び機構ホームページを活用した事務手続きの周知

ホームページへの資料掲載・メール配信

ホームページへの資料掲載、WAMNET基盤を活用したメール配信など多様な手段により周知

効果

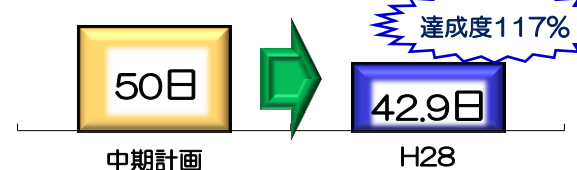
利用者サービス向上によるプラスの相乗効果

機構お客さまの事務負担軽減
コスト削減・安全性確保

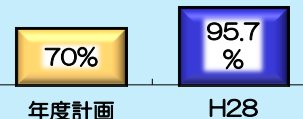
機構の事務負担軽減
コスト削減

退職金給付までの日数短縮
H28：42.9日

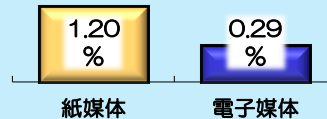
平均事務処理期間



アンケート調査結果（事務負担の軽減）



掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率



電子届出システムの利用促進策等により利用者が更に増加し、①利用者の事務負担の軽減、②機構の事務の効率化、③退職手当金の給付までの日数の短縮とプラスの相乗効果により、利用者サービスが大幅に向上

1-7 心身障害者扶養保険事業

評価書 P47～57

自己評価 B

目標の内容

地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与

- 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。
- 扶養保険資金の運用については、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定した長期的に維持すべき資産構成割合（基本ポートフォリオ）を含む運用に関する基本方針に基づき適切に管理し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行う。
- 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。
- 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保する。
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成27年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体等へ公表し、事業の透明性の確保に努めた。
- 扶養保険資金の運用については、基本ポートフォリオとの乖離状況の把握、基本方針の見直しの検討及び運用環境の検証を実施し、適切な管理を行った結果、運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で年1.35%を確保した。
- 機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。
- 機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合等を行うとともに、地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った結果、年金給付金支払決定件数に占める年金請求までに時間を要したケースの平成28年度の割合(3.32%)は、第2期中期目標期間の実績(5.24%)を下回るなど、地方公共団体の事務処理の遅延防止につながった。

運用の基本的考え方等

基本ポートフォリオ（平成27年4月1日）

区 分	構成割合	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±5%
外国債券	8.5%	±5%
外国株式	8.5%	±5%
合 計	100.0%	—

心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで
基本ポートフォリオを策定

資産構成状況（平成28年度末）

区 分	時価総額	構成割合
国内債券	49,811百万円	70.4%
国内株式	7,401百万円	10.5%
外国債券	5,824百万円	8.2%
外国株式	7,759百万円	11.0%
合 計	70,795百万円	100.0%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有。

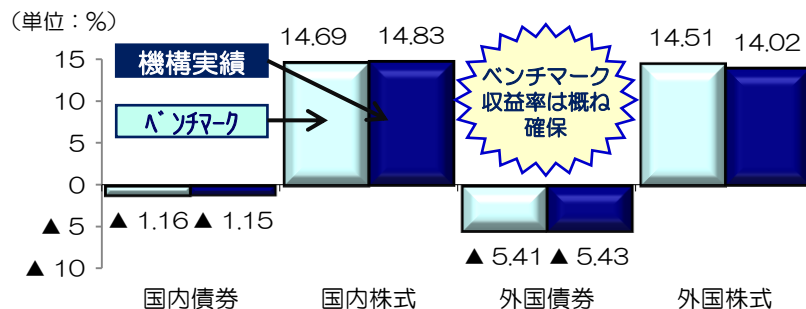
扶養保険資金の特性を踏まえ、国内債券を中心とした
安全な運用を実施

各資産の対ベンチマーク収益率との差

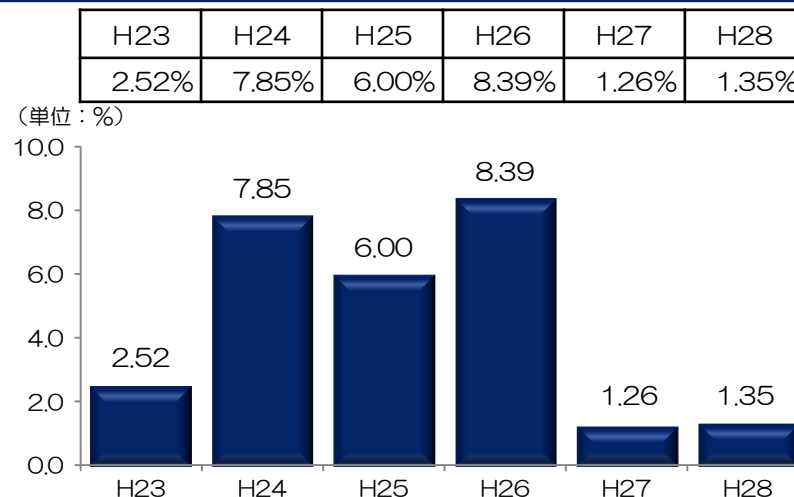
平成28年度運用環境

27年度から続く厳しい運用環境に加え、米国大統領選や
英国EU離脱問題等の影響により不安定な金融市場環境

ベンチマーク収益率との比較



運用利回りの推移（H23～H28）



1-8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

評価書 P58～62

自己評価 B

目標の内容

福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、効率的なシステム運用を実施

- 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- 年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度について、中期計画を達成する。
（中期計画：ヒット件数7,000万件以上、満足度90%以上）
※前中期目標期間の最終年度実績を基に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」による提供情報の重点化の影響を勘案し設定
- 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 平成27年度末における社会福祉法等の改正により、整備が法定化された社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET基盤を活用）の構築については、厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に行い、各機能の設計及びプログラム構築等を経て、社会福祉法人及び所轄庁等の関係者に対するシステムの試行運用を実施するなど、平成29年6月からの本格稼働に向けた準備を整えることができた。
- 熊本地震や生活困窮者自立支援制度等に関するコンテンツを新設し、提供情報の質の向上を図った。
 - ☞「熊本地震関連情報」コンテンツを新設
 - ☞「生活困窮者自立支援制度関連情報」コンテンツを新設
 - ☞「心身障害者扶養共済制度関連情報」コンテンツを新設
 - ☞「福祉医療経営情報」・「連載コラム」コンテンツの提供情報の充実
- WAM NETの利用状況調査等を踏まえ、利用者の利便性の向上を図った。
 - ☞WAM NETのレイアウトの全面リニューアル
 - ☞「授産品・芸術品ギャラリー」における機能の追加（RSS等）
- これらの取組みにより、ヒット件数（10,144万件）及び満足度指数（97.0%）については、前年度を上回る実績をあげるとともに、中期計画に定める数値目標を達成した。

WAM NET 基盤の活用 (ICT基盤の利活用の促進)

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人制度改革<平成27年度末>

◎社会福祉法の改正(平成28年3月31日成立)

社会福祉法人の法人運営の透明性を図るため、国の責務による財務諸表等に係る一覧性・検索性を有したデータベースの整備について法令上明記



本格稼働に向けた準備<平成28年~平成29年5月末>

◎システムの構築・試行運用の実施

厚生労働省と連携したプロジェクト会議を定期的に行い、各機能の設計等を行うとともに、社会福祉法人及び所轄庁等に対する試行運用を実施(試行運用前説明会の開催:全国8か所・24回)



◆システム本格稼働◆ <平成29年6月~>

国民に対する
法人情報の提供
財務諸表等の
作成事務の簡素化

財務諸表等
データの一元化
所轄庁への届出業務の電子化
(ICTの活用)



機構業務の効率化

- 機構業務における
連絡用掲示板の設置
- メールマガジン等
の配信

- 経営サポート事業
における診療報酬改
定の影響等に関する
アンケート調査



- 退職手当共済電子
届出システム
(利用率88.0%)

- 事業報告書等の
電子報告システム
(利用率72.6%)



機構業務の効率化を実現するとともに
利用者サービスを大幅に向上

利用者数及び利用者満足度の向上

<平成28年度主な取組み>

利用者ニーズを踏まえ、

◎ コンテンツの新設など
提供情報の質の向上

◎ レイアウトの全面リニ
ューアルなど機能の見直し

ヒット件数

達成度145%

7,000
万件

中期計画

1億144
万件

H28

満足度指数

達成度108%

90.0
%

中期計画

97.0
%

H28

1-9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価書 P63～69

自己評価 B

目標の内容

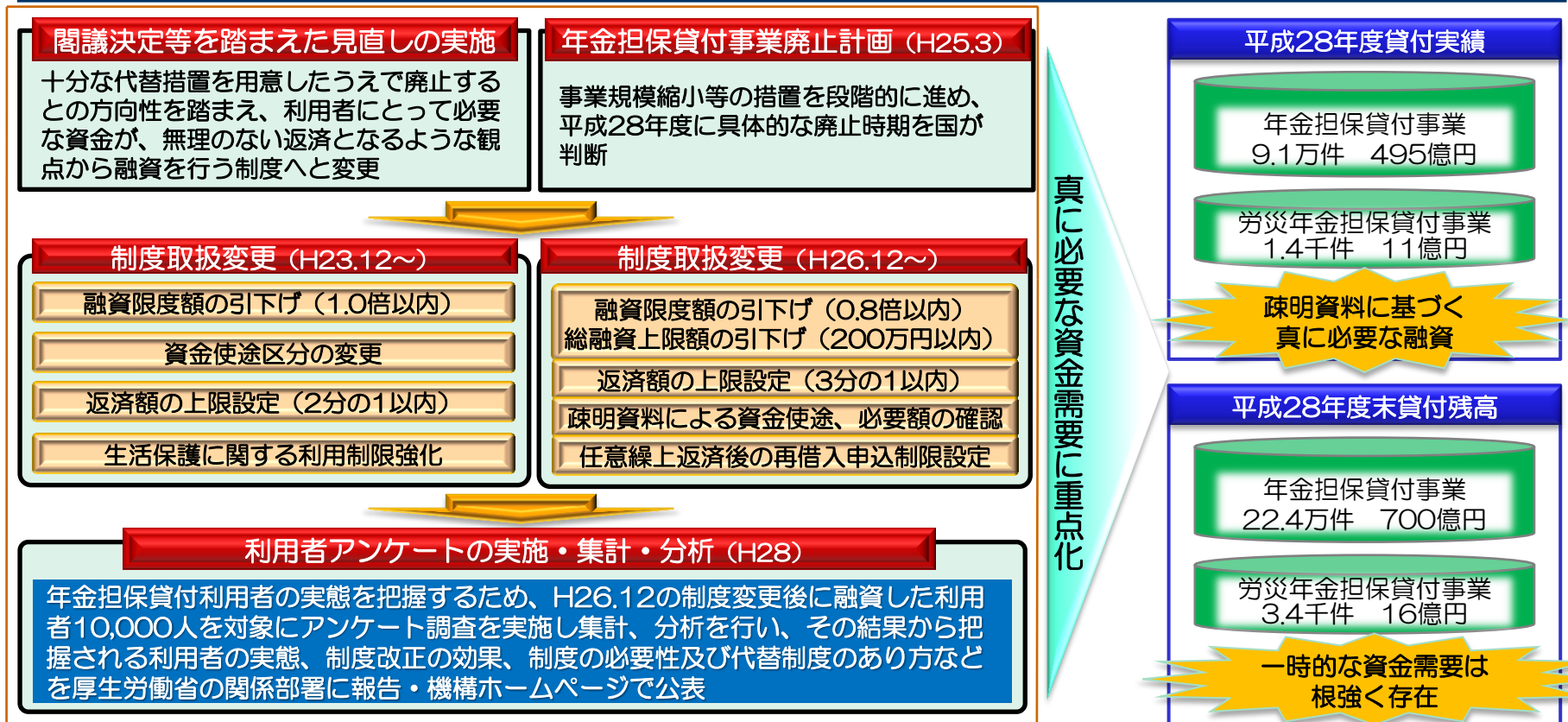
厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活安定を支援及び労災年金受給者の生活を援護

- 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定とする。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じる。
- 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。
- 返済中に生活困窮となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じる。
- 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図る。
- 受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、平成22年4月の「行政刷新会議事業仕分け」及び同年12月の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、国において平成25年3月に策定された「年金担保貸付事業廃止計画」を踏まえ、年金受給者にとって真に必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう配慮した制度改正を平成26年12月に実施して以降、パンフレット、機構ホームページ及び相談電話等を通じて改正後の制度内容について周知を図るとともに、疎明資料に基づく真に必要な資金を融資した。
- 平成28年度においては、年金担保貸付事業で91,221件、49,453百万円（貸付残高 224,341件、70,020百万円）、労災年金担保貸付事業で1,395件、1,144百万円（貸付残高 3,444件、1,619百万円）となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。
- 年金担保貸付利用者の実態を把握するため、制度変更後に融資した利用者10,000人を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった3,672件（回答率36.7%）について集計、分析を行い、その結果から把握される利用者の実態、制度改正の効果、制度の必要性及び代替制度のあり方などを厚生労働省の関係部署に報告するとともに、アンケート調査の報告書及び概要版については機構ホームページで公表した。
- 制度周知にあたっては、パンフレットの内容を充実するとともに、受託金融機関の他に福祉関係団体等の協力を得て、幅広く広報活動を実施した。また、電話による問い合わせに対しては自動応答システムにより一般的な制度照会については24時間365日の案内のほか、新たに融資限度額計算シミュレーションの導入を図るなど、利用者サービスの向上を図った。

国において立案される計画への適切な対応



貸付制度の周知・返済条件の緩和措置

貸付制度等の周知		返済条件の変更措置等	
貸付制度の周知	電話相談	返済条件緩和措置	熊本地震への対応
☞受託金融機関、福祉関係団体等にパンフレットを配布し、制度内容の周知に加え、他の融資制度等を幅広く情報提供	☞一般的な制度照会については自動応答システムにより24時間365日の案内を行うなど利用者サービスを向上	☞返済中に生活困窮に陥った者に対し、返済条件の緩和措置を講じ、生活安定を支援（実績：429件）	☞熊本地震の被災者に対し、返済猶予等の緩和措置を講じ、生活安定を支援（実績：8件）

1-10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

評価書 P70~77

自己評価 B

目標の内容

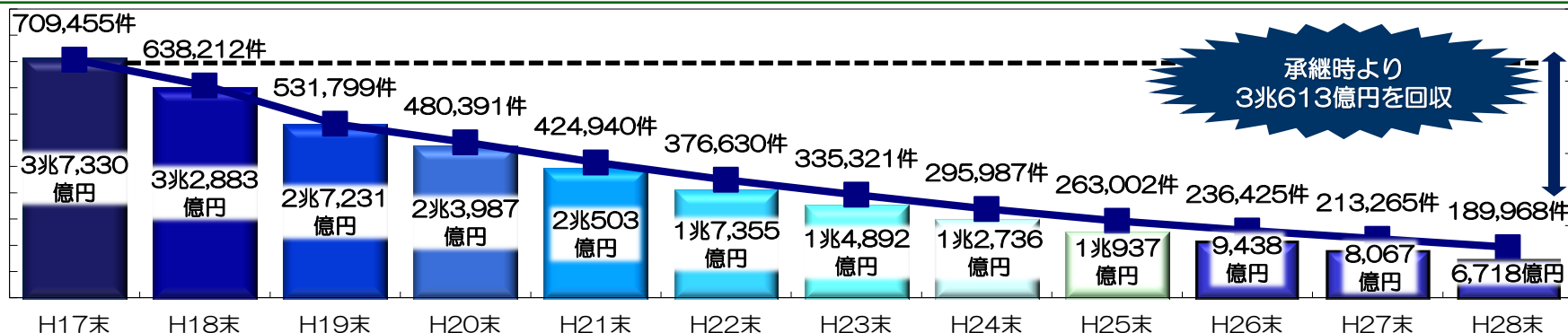
承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、適正に業務を実施

- 早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。
- 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進させる。
- 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努める。
- 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来することを踏まえ、関係金融機関及び関係転貸法人と協議・調整を進め、特に、10年間の存続ができない転貸法人（7法人）については、関係金融機関や7法人等と49回にわたる協議を行ったうえ、7法人等関係者間で合併に係る基本的な合意事項等について協議する会議体に全5回参画し調整を行った結果、平成29年3月の7法人における理事会において、基本合意書及び平成29年度予算に計上すべき合併関連経費の了承が得られた。
- 承継年金住宅融資等の貸付先について、年1回の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。
- 短期延滞債権については、転貸法人等に対する督促等を徹底するとともに、長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備を進め、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関または保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。
- 破綻した転貸貸付先に係る正常貸付先や私的整理を計画している貸付先について、受託金融機関、債権回収会社、再生支援ファンド運営会社への説明・協議を重ねたうえで、債権譲渡等手続を完了するとともに、業務委託に係る経費について、900万円の削減を図った。更に、貸出条件緩和実績のある貸付先について、業況改善継続基調を受けて、余裕金部分の繰上償還について継続的に協議した結果、全額一括返済に至った。
- 上記の債権譲渡や繰上償還を促す取り組みによって、約定償還を超える回収に結びつき、回収率においても前年度を上回る結果となり、安定的な年金給付財源の確保に寄与した。
- 承継教育資金貸付けあっせん業務については、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき平成28年度末をもって廃止され、これに伴い、関係機関と契約解除の手続きを行った。

融資残高と融資残高件数の推移



【年金特別会計への納付額】

区 分	H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分	H24年度分	H25年度分	H26年度分	H27年度分	H28年度分
元 本 償 還 分	4,424億円	5,647億円	3,241億円	3,481億円	3,140億円	2,457億円	2,150億円	1,790億円	1,481億円	1,368億円	1,346億円
利 息 分 等	1,283億円	1,114億円	913億円	780億円	668億円	566億円	482億円	413億円	337億円	299億円	253億円
合 計	5,707億円	6,761億円	4,154億円	4,261億円	3,809億円	3,023億円	2,632億円	2,203億円	1,818億円	1,667億円	1,599億円

※1 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第6項の規定に基づき、償還元金及び利息については、国庫納付するもの

※2 単位未満は切り捨て

平成29年7月31日
までに国庫納付

適時的確な回収等

第三者弁済契約の期限延長に係る適切な対応

- 破綻した保証会社に代わって関係金融機関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三者弁済契約の期限が、平成29年度に到来
- 10年間の存続ができない転貸法人（7法人）は新設合併が必要

平成28年度の取組み

関係金融機関や7法人と49回に渡る協議を実施した結果、7法人の理事会において「基本合意書」「合併関連予算」が了承

【平成29年度予定】

第三者弁済契約の期限延長・7法人新設合併契約締結

貸付金回収の促進

債権譲渡等手続の実施
(私的整理等)

繰上償還手続の実施
(貸出条件緩和実績のある
貸付先への協議等)

返済条件の変更措置等

返済条件
の変更
151件

民事再生法の
適用による
返済条件の変更
15件

熊本地震の被災
者に対する返済
猶予等の措置
1件

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

2-1 業務・システムの効率化と情報化の推進

評価書 P78～81

自己評価 B

目標の内容

- 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図る。
- 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努める。
- 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業に係る入力作業等の委託業務の調達については、公平性及び透明性に配慮した調達仕様書を作成し、一般競争入札による業者選定を行うことにより、経費の削減等を行うことができた。
- 情報化推進計画に基づき、福祉医療貸付における事業報告・経営分析システムについては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築と併せ、債権管理や経営分析機能の強化を図るための再構築を実施し、既存の報告様式の簡素化や報告方法の見直しなど顧客の利便性の向上を図った。
- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築においては、円滑なシステムの導入を図るため、都道府県及び所轄庁を対象とした説明会（全国8か所24回）とシステムの試行運用を実施した。また、試行運用において社会福祉法人及び所轄庁等からの各種要望及び運用上の課題等を踏まえ、機能改善のためのシステムの改修を実施した。
- 情報管理担当部署の専門性向上を図るため、CIO補佐官によるICT人材育成のための研修や外部研修の受講を実施した。また、機構職員のICTリテラシーの向上を図るため、CIO補佐官による情報セキュリティの現状に係る研修を実施するとともに、情報管理担当部署等によるOA研修及び業務システム操作研修等を実施した。

業務・システム最適化計画に基づく効率化等

業務・システム最適化計画（平成20年2月策定）

CIO補佐官の支援

計画に基づき
経費節減・契約見直し等

CIO補佐官から助言

各種の最適化対象システムにおける取組状況（平成28年度）

退職手当共済事業に係る入力作業等の委託業務

調達仕様書の作成

- 応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮
- 明瞭かつ詳細な要件及びサービスレベルの設定

安定した業務の質を確保

実施計画の点検

- CIO補佐官の協力による実施計画書点検リストの作成
- 業務運営のスケジュール等が適正に記載されているか内容の点検

外部委託業務の適正な管理

情報化推進計画に基づくシステム改善

第3期中期計画期間における情報化推進計画（平成25年4月策定）

計画に基づき継続的に改善

貸付総合電算システム改修

福祉医療貸付事業における
融資条件の変更に対応

社会福祉法人の財務諸表等 電子開示システムの構築

円滑なシステム導入を図るための試行運用
や機能改善のためのシステム改修を実施

事業報告書等電子報告システム及び 経営分析参考指標策定システムの再構築

債権管理の高度化を図るための再構築
を実施し、報告様式を簡素化

目標の内容

- 一般管理費等の経費の節減について、中期目標を達成する。
(中期目標：平成24年度と比べて一般管理費12%程度、業務経費4%程度の額を節減)
- 業務方法を改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努める。
- 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。
- 機構の給与水準について、国家公務員等と比較して適切な水準とする。また、中期目標に示されたとおり適切に取組む。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

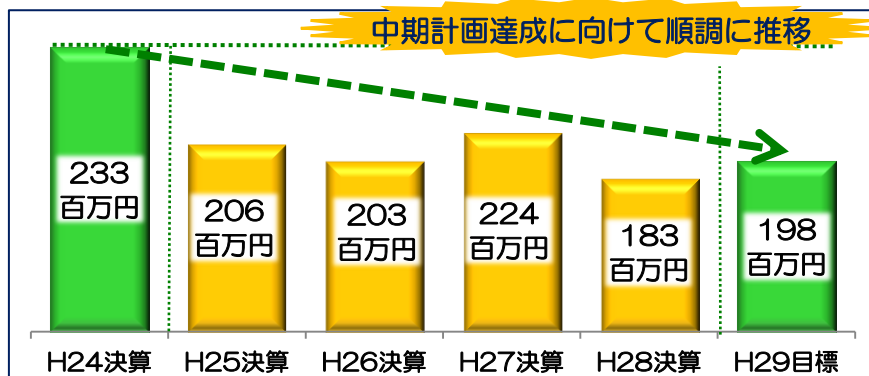
- 一般管理費等の節減については、中期計画達成に向けて順調に推移している。
(H24比削減率：一般管理費▲21.5%、業務経費▲35.7%)
- 経費削減の取組みのうち、平成28年度における主な内容は以下のとおり。
 - ①本部事務所賃貸借契約の更新にあたって、賃料改定に係る交渉により賃料を削減(年間約22百万円)
 - ②福祉医療貸付事業に係る口座振替手数料等を削減(年間約4.4百万円)
 - ③承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る破綻した転貸貸付先債権について、債権譲渡等手続きを進めたことにより、債権管理回収業務の委託契約を終了し、業務委託費を削減(年間約9百万円)
- 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。
- 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム化の推進、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員の給与体系の見直しの完全実施等による人件費削減の取組みを実施し、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は99.5ポイントとなり、国家公務員と同水準を達成している。



一般管理費等の節減

一般管理費（節減対象経費のみ）

区 分	H24年度 （基準）	H29年度 （目標）	H28年度 （実績）
金額 （百万円）	233	198	183
H24比 節減率（％）	—	▲15.0%	▲21.5%



業務経費（節減対象経費のみ）

区 分	H24年度 （基準）	H29年度 （目標）	H28年度 （実績）
金額 （百万円）	1,056	1,003	678
H24比 節減率（％）	—	▲5.0%	▲35.7%



随意契約の適正化

○調達の全体像

（単位：件、億円）

区 分	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	87.7%	82.6%	77.8%	90.0%	△16.0%	197.8%
企画競争・公募	50	12.4	42	36.8	△8	24.5
競争性のある契約 （小計）	1.8%	2.2%	3.7%	0.7%	100.0%	△11.9%
競争性のない 随意契約	1	0.3	2	0.3	1	△0.0
競争性のない 随意契約	89.5%	84.8%	81.5%	90.7%	△13.7%	192.3%
競争性のない 随意契約	51	12.7	44	37.1	△7	24.4
競争性のない 随意契約	10.5%	15.2%	18.5%	9.3%	66.7%	67.9%
競争性のない 随意契約	6	2.3	10	3.8	4	1.5
合 計	100%	100%	100%	100%	△5.3%	173.4%
合 計	57	15.0	54	41.0	△3	26.0

競争性のない随意契約に対する取組み

☞調達等合理化推進委員会により、競争性のない随意契約の事前点検を実施

一者応札・応募に対する取組み

☞公告期間を原則として10営業日以上とすること

☞資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと

☞より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう、当年度に調達を予定する案件についてHPで公表

☞一者応札となった案件について入札への参加を辞退した事業者に対し、アンケート調査を実施

平成28年度調達等合理化計画を策定のうえ、同計画に基づく取組みを着実に実施し、契約の適正化を推進

3-1 財務内容の改善に関する事項

評価書 P91～98

自己評価 B

目標の内容

- 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業について、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努める。
- 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行う。
- 不要財産の国庫納付について、計画どおり適切に実施する。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 運営費交付金を充当して行う事業に係る自己収入の確保については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、予算額を上回る自己収入を確保することができた。
- 福祉医療機構債券の発行については、IR活動を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。
- 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施し、全ての職員宿舍の売却手続きを完了することができた。



当期利益（損失）の状況

法人全体 25,202百万円

区 分	金 額	区 分	金 額
一般勘定	▲ 34百万円	年金担保 貸付勘定	—
共済勘定	43百万円	労災年金担保 貸付勘定	—
保険勘定	▲152百万円	承継債権管理 回収勘定	25,346百万円

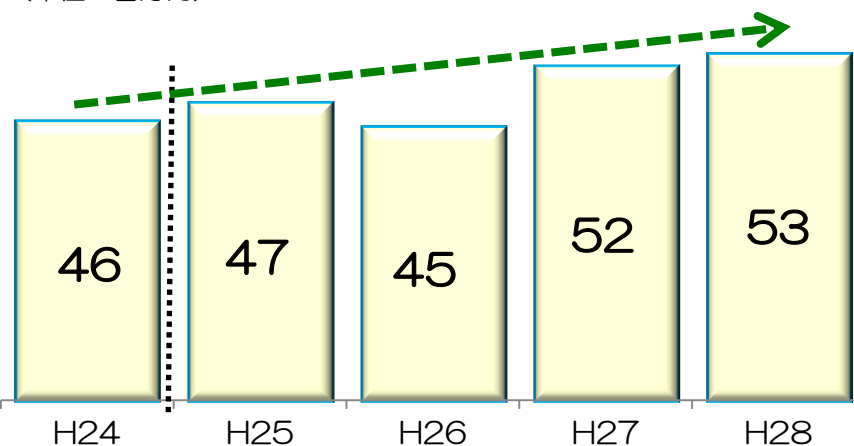
（注）単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない。



運営費交付金以外の収入の確保

実績額の推移（H24～H28）

（単位：百万円）



保有資産の見直し

事務・事業の見直しの基本方針等
に基づく取組状況

《不要財産の国庫納付（職員宿舎）》

入札の実施・不動産売買契約の締結等

- 宝塚宿舎、千里山宿舎、高槻宿舎、小金井宿舎について一般競争入札を実施し不動産売買契約を締結、落札者へ引き渡し
- 平成28年3月に一般競争入札を行ったものの不落となり、唯一未処分となっていた日野宿舎については、平成29年3月に再度一般競争入札を実施し、不動産売買契約を締結

☞以上により、全ての職員宿舎について売却手続きが完了

売却収入の国庫納付

- 東久留米宿舎、上大岡宿舎及び宝塚宿舎の引き渡しに伴う売却収入について国庫納付（3.0億円）
- 千里山宿舎、高槻宿舎及び小金井宿舎の引き渡しに伴う売却収入について国庫納付（2.7億円）

平成29年度の取組予定

事務・事業の見直しの基本方針等
に基づく取組の完了に向け、
宿舎売却収入の国庫納付等を実施

Ⅳ その他の事項

4-1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

評価書 P99～102

自己評価 B

目標の内容

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図る

- トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応する。
- 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直す。
- 業務間の連携強化により、業務運営の効率化を図る。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成28年度重点目標」の指示のほか、「平成27年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。
- 債権管理部門の強化を図るため、平成29年度から貸付先の業況改善に向けての要因分析や経営面のアドバイス等の業況注視先の管理を行う事業サポート係を顧客業務部与信管理課に創設した。
- 平成28年熊本地震への対応については、各事業の連携のもと適切に対応し、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、被災地の復旧を支援するとともに、貸付関係部が連携して当該地域における全貸付先（339件）について被災状況の把握に努めるとともに返済猶予に係る周知を行うなど、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図った。



業務運営体制の継続的見直し

平成28年度 業務運営体制の見直し

企画室を再編し
企画管理部の創設

〔ガバナンス態勢
の充実・強化〕

助成事業部を再編し
NPOリソースセンター
を創設

〔顧客サービスの向上〕



平成29年度 業務運営体制の見直し

信用リスク管理部門
(与信管理課)の拡充

〔ガバナンス態勢
の充実・強化〕



経営企画会議等の運営

— 経営企画会議（平成15年10月設置） —
《トップマネジメントを強力に補佐し、業務運営の効率化を図ることを目的に設置》

◆平成28年度における経営企画会議の運営◆

重要事項への対応

理事長所感

全役員による平成28
年度重点目標の指示

平成29年度計画
の策定

平成27年度
業務実績評価の検証

年金担保貸付事業の
貸付金利の検証 等

機構運営哲学・行動の指針

理事長の経営姿勢や考え方を
役職員に周知徹底

業務進捗状況等の監視

定期的に業務の進捗状況等を機構内で共有

— 役員連絡会（平成23年4月設置） —

組織内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底

《理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進》

機構の重要事項に関して
トップマネジメントを強力に発揮

モニタリングを通じて
効率的・効果的な業務運営を実施

組織横断的な議論の実施
組織全体で問題意識を共有

4-2 業務管理（リスク管理）の充実

評価書 P103～110

自己評価 B

目標の内容

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図る

- 業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図る。
- 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図る。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行うとともに、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を行うことを目的として信用リスク分科会を設置するなどガバナンスの更なる高度化を図った。
- 平成28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けe-ラーニング研修を実施した。
- 業務継続計画との整合性確認及び円滑な復旧作業実施を目的とし、災害時を想定したサーバ等機器の稼働確認等の初動訓練を、「災害時における情報システム復旧計画」に沿って実施し、災害時における統制機能の検証・確認を行った。
- 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に伴い、当該基準が独立行政法人におけるサイバーセキュリティ対策の基準と位置付けられたこと、また、厚生労働省の情報セキュリティ監査及び国の監査に準じた第三者監査の受検結果を踏まえ、機構情報セキュリティポリシーの改正を行った。



内部統制の更なる充実

《内部統制の更なる充実への取組み》

信用リスク分科会の設置

効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築する観点から、ガバナンス委員会における審議機能の一部を移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に特化した審議等を実施

コンプライアンスプログラムによる研修の実施

平成28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、機構内コンプライアンスの周知徹底を目的とした役職員向けe-ラーニング研修を実施

リスク対応計画

- ・金融検査マニュアル各項目に対する当機構の対応状況を確認・課題認識
- ・洗い出された課題についてPDCAサイクルによる分析・評価・改善活動

災害時における情報システムの復旧

業務継続計画との整合性確認および円滑な復旧作業実施を目的として、災害時を想定したサーバ等機器の稼働確認、外部委託先との連絡体制の確認等の初動訓練を、「災害時における情報システム復旧計画」に沿って実施し、災害時における統制機能の検証・確認

リスク・アプローチによる内部監査の実施

- ・各部署共通及び業務特性に応じた固有のリスクを抽出し評価
- ・信用リスク等管理の課題について監査項目を選定し、監査を実施



ガバナンス委員会における各種モニタリング活動の報告



情報セキュリティ対策の推進

技術的対策

ネットワークの二重化

当機構のネットワーク環境をインターネットに接続する環境（オンライン）と個人情報等を保存する当機構内に閉じた環境（オフライン）に完全分離

プリンタ出力時の認証機能

プリンタ出力時の「認証機能」を導入し、オフライン環境における情報漏洩防止のための技術的対策を実施

ファイルの自動暗号化

自動暗号化ソフトを導入し、すべての電子ファイルを暗号化

メール受信時の
確認画面強化

exeファイル等実行形式
ファイルの実行の技術的禁止

フリーメールの遮断

PCの自動ロック など

セキュリティポリシーの見直し

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改正（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に伴い、当該基準が独立行政法人におけるサイバーセキュリティ対策の基準と位置付け

厚生労働省所管の独法等に対する
情報セキュリティ監査の受検

サイバーセキュリティ対策推進会議
議長指示（平成27年7月22日）
に基づく第三者監査の受検



情報セキュリティポリシーの改正を実施

4-3 人事に関する事項

評価書 P111~115

自己評価 B

目標の内容

- 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき実施する。
(中期計画：①組織編成及び人員配置の見直し ②人事評価制度の適正な運用、③職員の資質向上のための各種研修の実施)
- 期末の常勤職員数を、期初の常勤職員数（299人）の100%以内とする。

目標と実績との比較、その他考慮すべき要素

- 人員に関する指標については、目標値を達成することができた。
- 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、管理職の参事制度を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職の副参事制度を導入するなど、組織の活性化に向けた取組みを実施した。
- 人事評価制度については、その適正な運用を図るため、引き続き、評価結果を昇給、賞与等に反映させた。
- 役職員に対する研修については、昨年度から引き続き係員を対象として機構業務に必要な基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。

職員の人事に関する計画

人事評価制度の運用

制度の導入

15年度 人事評価制度の試行実施
16年度 人事評価制度の本格導入

制度の運用開始・反映

17年度～ 評価結果を昇給・賞与へ適切に反映

制度導入の効果

- 個人目標の明確化による、職員の意識改革と業務管理の向上
- 職員の努力が賞与に反映されることによる、職員の士気の向上

人員に係る指標（常勤職員数の推移）

[中期計画] 期初の100%以内（299人）



[実績] 264人（再雇用職員5人を含む）

各種研修の実施

☞ 専門研修

外部セミナー・通信教育等による、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発、部署毎における固有の能力習得

☞ 基礎知識研修、各業務基礎研修

係員層を対象とした機構業務に必要な知識習得
各事業に係る制度概要や今後の課題等の習得

☞ 若手職員勉強会

外部講師等により国の政策動向を踏まえた勉強会